

## 静岡県温泉保護対策要綱

### 第1 目的

この要綱は、温泉法（昭和23年法律第125号）及び温泉法による許可の基準に関する規則（昭和34年静岡県規則第62号。以下「規則」という。）の施行に関し必要な事項を定めることにより、温泉の恒久的保護、合理的利用の促進及び適正な開発に努め、もって県民福祉の向上に資することを目的とする。

### 第2 温泉保護地域

#### 1 設定の基準

規則第3条の規定による。

#### 2 地域の表示

規則別表のとおりとする。

#### 3 申請に対する取扱い

温泉の掘さく、増掘及び動力装置の設置は認めないものとする。ただし、天災地変により復旧する場合及び次に掲げる場合は、この限りでない。

##### (1) 掘さく

ア 鉄道、道路、官公署又は学校の築造、都市計画その他公共の福祉を目的とする工事施工のため埋没を必要とする場合

イ 温泉の統合上、複数の温泉を埋没整理する場合

ウ 集中管理を実施している区域で、次の要件をいずれも満たす場合

(ア) 集中管理の主体が、集中管理を実施するために設立された法人又は地方公共団体であること。

(イ) 替掘りであり、引き続き、その源泉を集中管理に供すること。

(ウ) 集中管理を実施している区域における総揚湯量を増加させないこと。

エ 湧出路の修繕が困難な利用泉の替掘りであり、次の要件をいずれも満たす場合

(ア) 井戸口径が狭く動力装置の設置ができない場合を除き、口径を拡大しないこと。

(イ) 掘さく深度及び揚湯量は増加させないこと。

(ウ) 掘さく位置は、元の源泉から概ね半径5メートル以内とすること。

(エ) 地域毎の実情から見て適当と認められる場合であること。

(オ) 元の源泉は、替掘した源泉が利用泉となったときは廃止泉とすること。

(カ) 申請地付近の温泉が実態調査等の結果により、経年的に揚湯量の減少、温度の低下がないこと。

##### (2) 増掘又は動力装置の設置

地域毎の実情から見て適当と認められる場合

#### 4 地域の将来方針

本地域内においては、温泉の埋蔵量と揚湯量との均衡を図る措置並びに温泉の集中管理及び統合の措置を講ずるものとする。

### 第3 温泉準保護地域

#### 1 設定の基準

温泉保護地域に準じた温泉保護を行う必要があると認められる地域とする。

#### 2 地域の表示

熱海市、伊東市、下田市、伊豆市、伊豆の国市、賀茂郡及び田方郡の全域（温泉保護地域を除く。）並びに平成17年3月31日現在の戸田村の全域とする。

#### 3 申請に対する取扱い

- (1) 掘さくは、既設泉から水平距離で200メートル以上でなければならない。  
また、横掘及び傾斜掘は認めない。
- (2) 掘さく、増掘及び動力装置については、温泉利用計画の具体性の真否及び県又は市町村の総合開発計画に対する適合性を検討する。

### 第4 一般地域

#### 1 設定の基準

温泉保護地域及び温泉準保護地域以外の地域とする。

#### 2 申請に対する取扱い

- (1) 許可に当たっては、既設泉に対する影響を考慮する。
- (2) 横掘又は傾斜掘は条件付で認める。

### 第5 適正利用指導

#### 1 温泉保護地域における指導

湧出量を勘案して、浴用又は飲用以外の利用に供しないよう指導する。

#### 2 温泉利用形態、熱管理技術等の改善指導

- (1) 保温装置の合理的改善
- (2) 引湯施設の合理的改善
- (3) 利用施設の合理的改善
- (4) 排湯熱エネルギーの利用改善
- (5) 加熱、ろ過方法の研究改善

### 第6 温泉組合等の育成指導

温泉の保護、合理的利用の促進及び適正な開発の目的に沿った適切かつ具体的な措置を講ずるため、各温泉地における温泉組合等を育成指導する。

#### 附 則

この要綱は、昭和34年から施行する。

附 則

この要綱は、昭和 39 年から施行する。

附 則

この要綱は、昭和 49 年から施行する。

附 則

この要綱は、平成 13 年 7 月 27 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 15 年 8 月 5 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 23 年 11 月 29 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 24 年 12 月 19 日から施行する。